

# 臨床検体の利用

#8 臨床検体・臨床情報から生じる  
知的財産の保護と活用：  
事業化にむけた研究成果の取り扱い



榎田 祥子 先生

東京大学先端科学技術研究センター 准教授

臨床検体や臨床情報を利用する研究は、関連法規や倫理指針などの一定のルールに基づいて行う必要があるが、研究成果の取り扱いについては、提供者と利用者（および公的資金を用いた研究の場合は資金提供者）との間の取り決めによるのが原則である。

本セミナーでは、主としてバイオバンクを中心とした産学医連携において、研究成果の取り扱いに関する基本的な考え方を紹介した上で、事業化に向けた知的財産の保護と活用の在り方を、検体・データの種類や特性に応じて検討する予定である。

2019. 6. 26 水

18:00～19:30 JKiC1階会議室

主催：JSR・慶應義塾大学医学化学イノベーションセンター

共催：慶應義塾大学病院臨床研究推進センター

お問合せ先：JKiC産学医連携部門 Mail: [jkiC-info@adst.keio.ac.jp](mailto:jkiC-info@adst.keio.ac.jp)